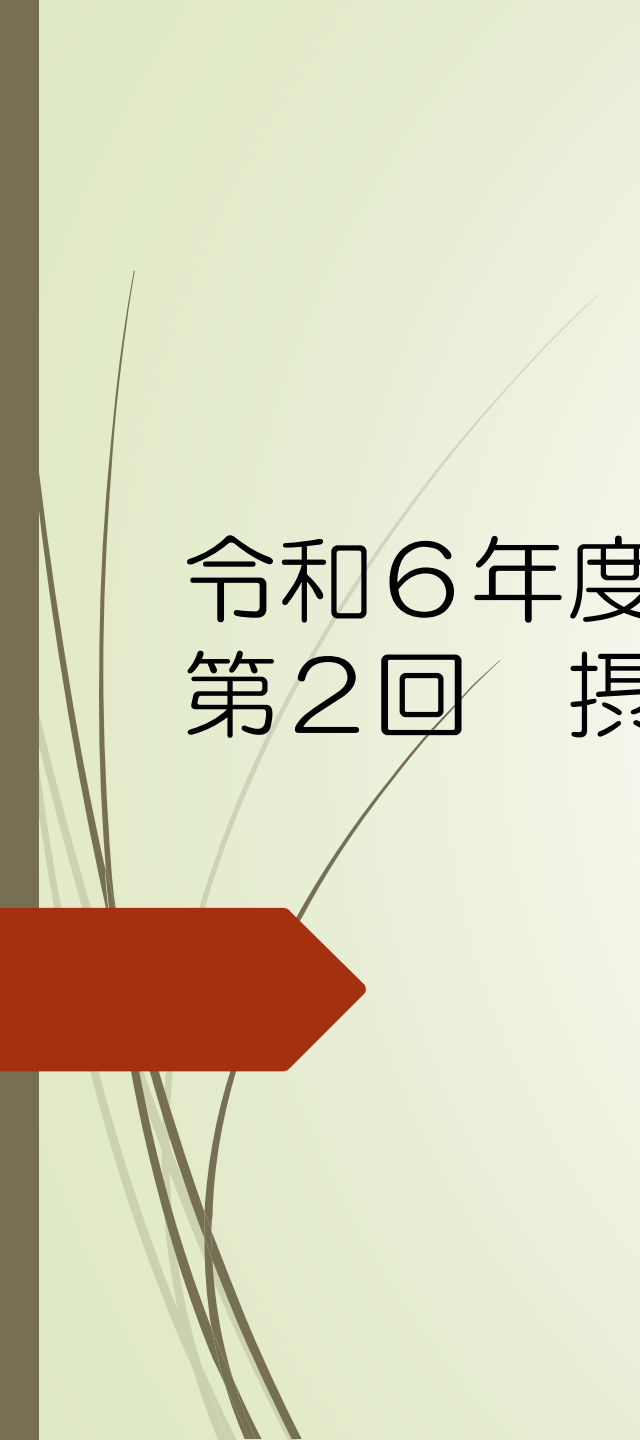




令和6年度 第2回 摂津市国民健康保険運営協議会

令和7年2月6日

摂津市保健福祉部国保年金課

会議次第内容

I 令和7年度摂津市国民健康保険料率等について

1. 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について
2. 令和7年度摂津市国民健康保険料率について
3. 令和7年度保険料の賦課限度額の見直しについて
4. 令和7年度保険料の軽減判定基準の見直しについて
5. 大阪府の財政調整事業について

II 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）等について

1. 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
2. 保健事業の取組みについて

III その他

1. 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の 本算定結果について

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率） | (別紙 資料1 参照) |
| (2) 市町村別1人あたり保険料（統一保険料率）比較 | (別紙 資料2 参照) |
| (3) 保険料の主な変動要因等 | (別紙 資料3 参照) |

2. 令和7年度摂津市国民健康保険料率について

概要

令和5年12月19日、令和6年度から令和11年度までの6年間を対象期間とする新たな大阪府国民健康保険運営方針が策定され、府内市町村は同運営方針に基づき府内統一基準により国民健康保険事業を運営していくこととなりました。令和7年度は、完全統一となって2年度目となります。

【府内統一基準により運営されている項目】

- 保険料率
- 賦課限度額
- 保険料の減免基準
- 本算定時期、納期数
- その他一部負担金の減免基準や出産育児一時金、葬祭費の額など

令和7年度 摂津市国民健康保険料率

令和6年度より、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、保険料率は市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）に統一されています。

（摂津市国保条例第15条、第15条の5の2、第15条の9）（令和6年改正）

令和7年度 市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	<u>9.30%</u>	<u>34,424円</u>	<u>33,574円</u>	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>3.02%</u>	<u>11,034円</u>	<u>10,761円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	<u>2.56%</u>	<u>18,784円</u>	—	17万円
全 体	<u>14.88%</u>	<u>64,242円</u>	<u>44,335円</u>	<u>106万円</u>

3. 令和7年度保険料の賦課限度額の見直しについて

制度改正の概要

賦課限度額についても大阪府統一基準での運用となるため、本市国民健康保険料につきましても府内統一基準に合わせた賦課限度額となります。

（摂津市国保条例第15条の2、第15条の5の3、第15条の10）（令和6年改正）

（見直しが行われる賦課限度額）

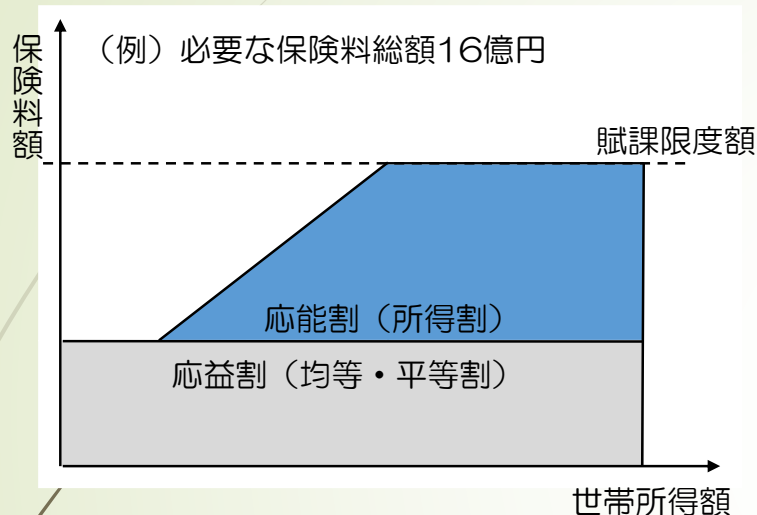
国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額（支援分）に係る賦課限度額が
22万円から24万円に引き上げられます。

（見直しによる効果）

高所得層にはより多くの保険料を負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。

なお、大阪府統一基準では、最新の国民健康保険法施行令（政令）ではなく、直近年度の政令に規定する額を府が反映することとなっています。

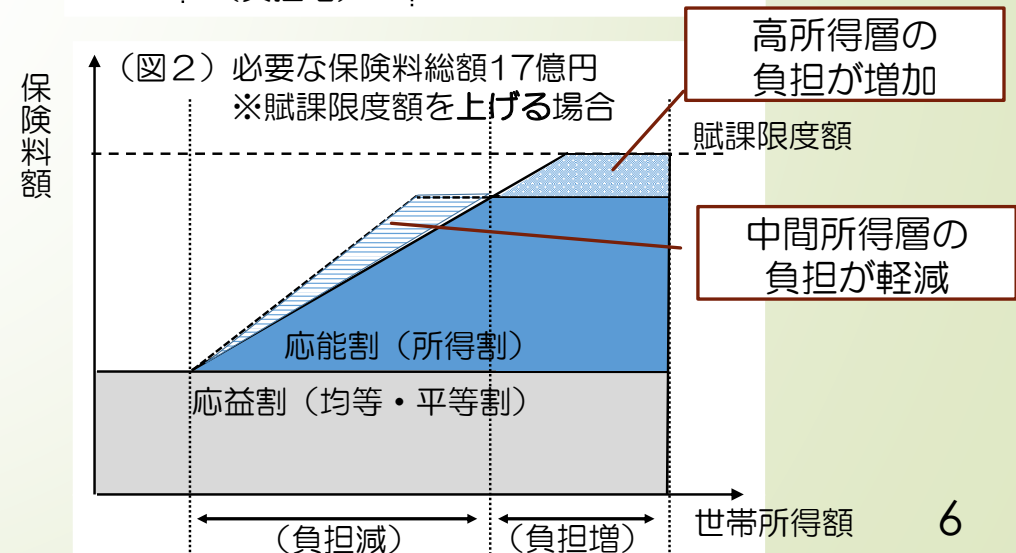
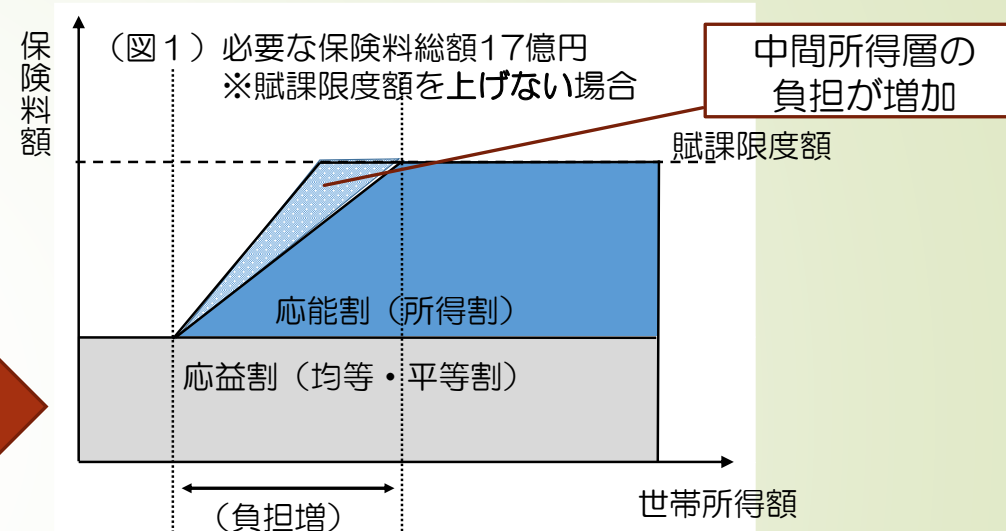
賦課限度額の見直し



必要な保険料総額が
1億円増加した場合

	令和6年度	令和7年度	差
医療分	65万円	65万円	0
支援分	22万円	24万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	0

賦課限度額を2万円引き上げることで、中間所得層の被保険者の負担を軽減することが可能となります。



4. 令和7年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて

制度改正の概要

【制度改正概要】

令和7年度税制改正により、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国民健康保険料に係る軽減判定基準額の見直しが行われ、5割軽減世帯及び2割軽減世帯に該当するかどうかを判定するときの軽減判定基準額を計算する際、世帯人数に乗じる額が5割軽減世帯は1万円、2割軽減世帯は1.5万円引き上げられます。

（摂津市国保条例第20条第1項第2号及び第3号）（令和6年改正）

軽減判定基準額の見直し

国民健康保険法施行令の改正を受け、軽減判定基準額の見直しを行います。

【現行】

- 《 7 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円）
- 《 5 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円） + （給与所得者等の数－1）×10万円
+ **29.5万円**×（被保険者数）
- 《 2 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円） + （給与所得者等の数－1）×10万円
+ **54.5万円**×（被保険者数）



【改正後】

- 《 7 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円）
- 《 5 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円） + （給与所得者等の数－1）×10万円
+ **30.5万円**×（被保険者数）
- 《 2 割軽減基準額 》 基礎控除額（43万円） + （給与所得者等の数－1）×10万円
+ **56.0万円**×（被保険者数）

5. 大阪府の財政調整事業について

大阪府国民健康保険運営方針に基づき、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増嵩傾向が続く中、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図るため、引き続き財政調整事業の取組が行われます。

① 事業費納付金を通じた保険料抑制

市町村国民健康保険特別会計の財源を一部活用することにより、府内統一保険料抑制の仕組みを構築

【令和7年度抑制予定額】 680円／人（府内市町村一律）

② 財源配分の見直しによる保険料抑制財源の確保

府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分の見直しを図り、府に重点的に財源を確保することにより、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る。

【令和7年度の取組】 ・府2号繰入金の府1号繰入金への振替え

・保険者努力支援交付金（都道府県分）の活用 など

③ 府国保特会の剰余金による保険料抑制の活用（約66億円）

府国民健康保険特別会計において生じた剰余金について、保険料の抑制財源として活用する。

Ⅱ 令和7年度 摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案） 等について

1. 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
2. 保健事業の取組みについて

1. 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）

（歳入）

（単位：千円）

1 国民健康保険料	1,589,271
保険料	1,589,271
2 使用料及び手数料	300
督促手数料	300
3 府支出金	6,457,147
普通交付金	6,414,277
特別交付金	32,933
療養給付費国庫負担金調整助成補助金	9,937
4 繰入金	807,140
一般会計繰入金	231,234
保険基盤安定繰入金	566,719
基金繰入金	9,187
5 諸収入等	21,178
雑入・延滞金・基金利子	21,178
合計	8,875,036

（歳出）

（単位：千円）

1 総務費	179,630
総務管理費等	179,630
2 保険給付費	6,342,329
療養諸費	5,529,289
高額療養費	768,640
移送費	35
出産育児諸費	27,512
葬祭諸費	5,400
精神・結核医療給付費	11,453
3 国民健康保険事業費納付金	2,269,870
医療費給付費分	1,589,089
後期高齢者支援金等分	500,173
介護納付金分	180,608
4 保健事業費	74,428
特定健康診査等事業費	49,303
保健衛生普及費	25,125
5 諸支出金・基金積立金等	8,779
償還金及び還付加算金等	8,779
合計	8,875,036

令和7年度 歳入科目別詳細

(単位：円)

款 項 目		令和6年度	令和7年度	対前年増減率	主な増減理由
国民健康保険料	保険料	1,741,991,000	1,589,271,000	△ 8.77%	被保険者数の減少、保険料率の改定
使用料及び手数料	督促手数料	300,000	300,000	0.00%	
府支出金	普通交付金	6,800,230,000	6,414,277,000	△ 5.68%	
	特別交付金（保険者努力支援分）	33,387,000	16,065,000	△ 51.88%	都道府県分、市町村分の財源配分変更
	特別交付金（特別調整交付金分）	7,321,000	968,000	△ 86.78%	対象のシステム改修等の減
	特別交付金（府繰入金）	0	0	-	府の保険料抑制財源への全額配分
	特別交付金（特定健診等負担金）	14,380,000	15,900,000	10.57%	単価改定
	療養給付費国庫負担金調整助成補助金	7,731,000	9,937,000	28.53%	公費医療の増
繰入金	一般会計繰入金	258,102,000	231,234,000	△ 10.41%	事務費、財政安定化支援事業の減
	保険基盤安定繰入金	586,995,000	566,719,000	△ 3.45%	
	基金繰入金	9,841,000	9,187,000	△ 6.65%	
その他収入	雑入・延滞金・基金利子等	22,781,000	21,178,000	△ 7.04%	
歳入合計		9,483,059,000	8,875,036,000	△ 6.41%	

令和7年度 歳出科目別詳細

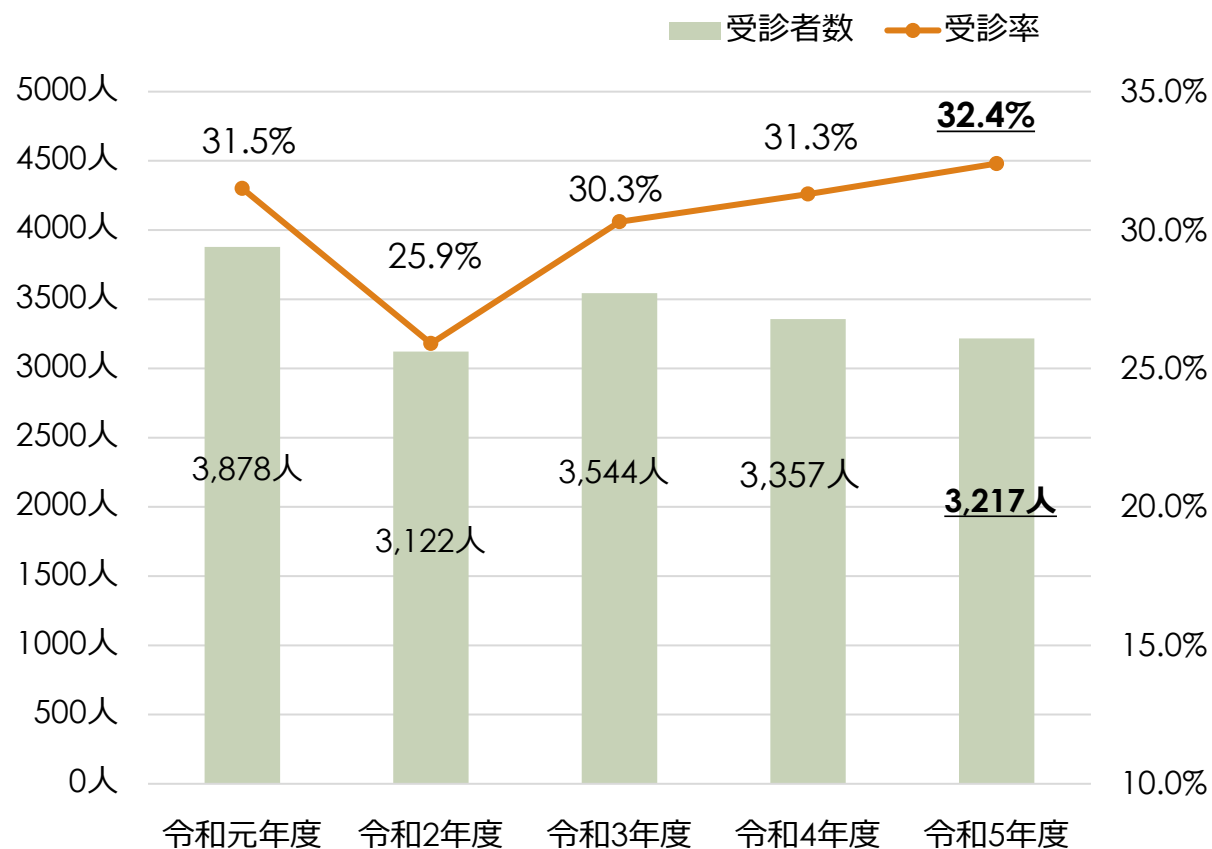
(単位：円)

款 項 目		令和6年度	令和7年度	対前年増減率	主な増減理由
総務費		202,169,000	179,630,000	△ 11.15%	事務費の減
保険給付費	療養諸費	5,900,140,000	5,529,289,000	△ 6.29%	被保険者数の減少
	高額療養費	776,800,000	768,640,000	△ 1.05%	
	移送費	35,000	35,000	0.00%	
	出産育児諸費	26,011,000	27,512,000	5.77%	直近実績見込に基づく増
	葬祭諸費	5,550,000	5,400,000	△ 2.70%	被保険者数の減少
	精神・結核医療給付金	12,452,000	11,453,000	△ 8.02%	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,760,180,000	1,589,089,000	△ 9.72%	
	後期高齢者支援金等分	533,510,000	500,173,000	△ 6.25%	
	介護納付金分	187,415,000	180,608,000	△ 3.63%	
保健事業費	特定健康診査等事業費	45,308,000	49,303,000	8.82%	単価の改定、人間ドック・脳ドック費用助成の対象年齢拡大
	保健衛生普及費	24,482,000	25,125,000	2.63%	
諸支出金・基金積立金等		9,007,000	8,779,000	△ 2.53%	
歳出合計		9,483,059,000	8,875,036,000	△ 6.41%	

2. 保健事業の取組みについて

1. 特定健診の実施状況

特定健診実施状況の推移



特定健診について

国保被保険者のうち40～74歳の方を対象に実施しており、希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択できます。

令和5年度は32.4%の受診率で過去一番高い受診率となりました。

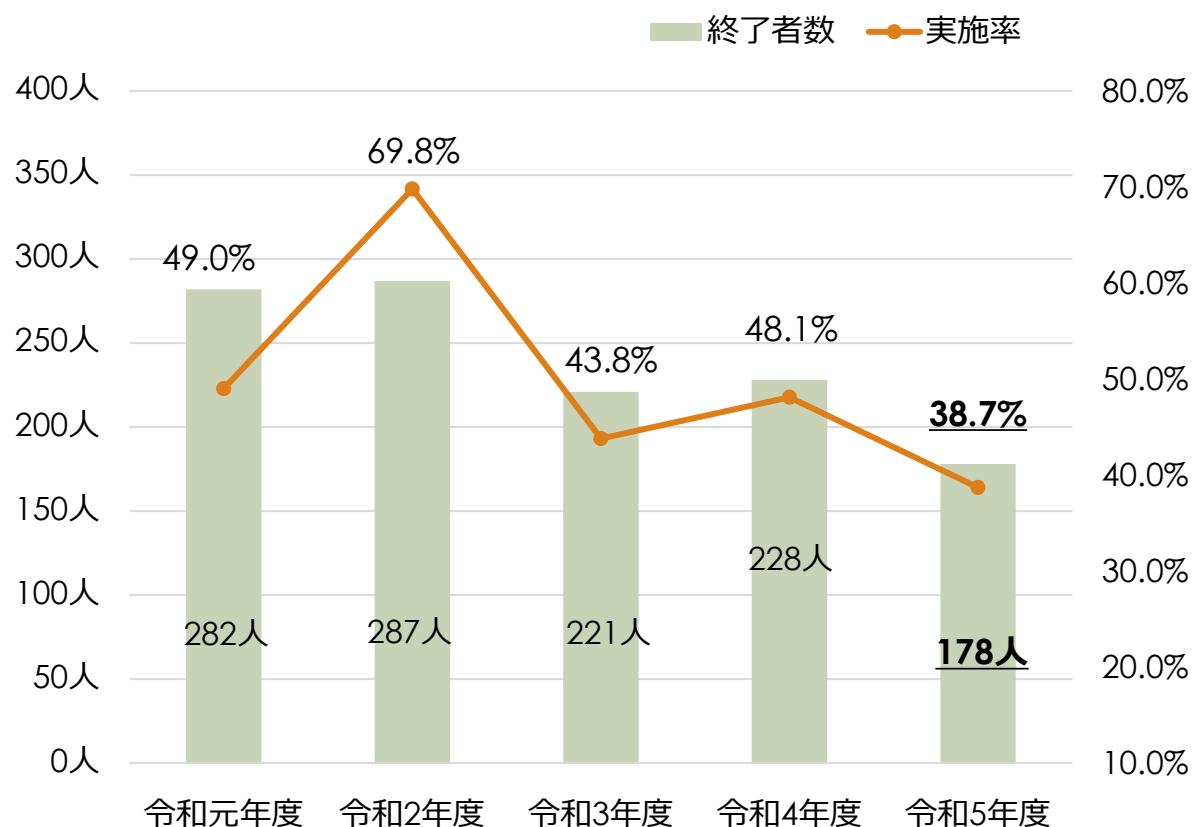
《令和6年度の受診率向上の取組》

未受診者へのアプローチや受診啓発に取り組んでいます。

- ◎AI・ナッジ理論を活用した未受診者勧奨の実施
- ◎年末時点未受診者への勧奨ハガキの追加送付
- ◎職場健診データ提供依頼の実施
- ◎人間ドック・脳ドック費用助成制度の周知
- ◎出張特定健診の実施(実施場所追加) 等

2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施状況の推移



特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

《令和6年度の実施率向上の取組》

健診結果送付時や健診受診時等、健康意識が高くなっている時期を捉え、利用啓発に取り組んでいます。

◎毎月の健診結果説明会の実施

◎文書及び電話での参加勧奨の実施

◎特定健診及び出張特定健診当日の簡易な面談(プレ指導)の実施による特定保健指導を受けやすい環境づくり

3. 令和7年度の保健事業（一部新規）

令和7年度は下記の事業を一部新規で実施する予定としています。

■特定健康診査等事業（30歳代に対する人間ドック・脳ドック費用助成）

【取組内容】

30歳から39歳の若年層にも対象を拡げ早期の受診を促すことで健康増進を図り、生活習慣病予防と医療費抑制につなげていくものです。

費用助成額については、特定健診対象者（40歳～74歳）と同様の額で人間ドックと脳ドックの費用の一部を助成する予定です。

【費用助成額上限】：人間ドック 26,000円
脳ドック 20,000円

